

国勢調査の活用事例

調査の結果は、国や地方公共団体が正確な統計に基づいて、公正で効率的な行政を行うために利用されるとともに、さまざまな統計を作成する上で欠くことのできない基礎データとしても利用されます。

また、企業や各種団体における需要予測や経営管理などを行うための活用や、学術・研究機関における研究のための活用など、さまざまな分野で幅広く活用されています。

1. 各種法令に基づく利用

- 〈衆議院議員選挙区画定審議会設置法〉衆議院の小選挙区の改定
- 〈地方自治法〉地方自治法で用いる人口として規定
- 〈地方交付税法〉地方交付税の算定に利用
- その他
 - ・公職選挙法
 - ・過疎地域自立促進特別措置法
 - ・地方税法
 - ・政党助成法
 - ・都市計画法施行令
 - ・災害対策基本法施行令
 - ・交通安全対策特別交付金等に関する政令

選挙や税制にも
関係があるんです！



2. 行政上の施策への利用

- 少子高齢社会関連
 - ・子育て支援のための施策
 - ・高齢者福祉施策
- 防災関連
 - ・防災計画の策定
 - ・災害復興計画の策定
 - ・被害予測
 - ・被害予測システムの開発
- 地域活性化関連
 - ・都市再生プロジェクト推進事業
 - ・都市交通計画

子育て支援にも
利用されて
いるのね。



地震や大雨の時の
避難所をつくるにも、
正確なデータが
必要なんです！



3. 公的統計の作成・推計のための利用

- 将来人口、世帯数の推計
- 生命表の作成
- 世帯を対象とする他の統計調査の標本設計

4. 学術研究・企業等での活用

- 学術研究
 - ・人口学
 - ・地理学
 - ・経済学
 - ・社会学
- 企業等での活用
 - ・電力需要などの各種需要把握
 - ・商品開発やサービスの需要予測

新しくコンビニを
つくる時にも、
データを活用しています！



はじまります！ 国勢調査

インターネット回答で
かんたん便利に！



調査期日
2025年
10月1日

日本に住んでいるすべての人と世帯を対象とした、最も重要な統計調査です！

5年に一度、全員参加の統計調査



国勢調査 2025



国勢調査2025キャンペーンサイト

<https://www.kokusei2025.go.jp/>

国勢調査2025

検索



国勢調査2025キャンペーンサイト

<https://www.kokusei2025.go.jp/>

国勢調査2025

検索



総務省統計局・都道府県・市区町村

全員参加！
日本の一大
プロジェクト！



2025年、 国勢調査を実施します。

国勢調査は、日本の未来をつくるために必要な調査です。
日本に住むすべての人と世帯(外国人の方も含む)が対象です。
正確な調査のために、令和7年国勢調査へのご協力・ご支援をお願いします。

— 調査へのご協力のお願い —

国勢調査は非常勤の国家公務員である「国勢調査員」が世帯を訪問する方法で行われます。
調査を進める上で最大のポイントは、すべての人と世帯を漏れなく、重複なく調査することです。

国勢調査を正確かつ円滑に実施するために、
関係機関・団体のみなさまそれぞれのご協力が必要不可欠です。
調査へのご協力をよろしくお願いします。



福祉関係・病院関係

社会福祉施設・病院関係者の
方々の調査員としての協力



外国人関係団体・在留外国人 支援団体・青年関係団体

日本に住む外国人の方も対象
であることや調査実施の周知



経済界・労働界

企業等を通じた社員や
職員への調査実施の周知



報道関係団体

日本に住むすべての人に
調査の実施及び重要性を周知



教育関係団体

学校等を通じた学生への調査
実施の周知、学生寮・寄宿舎等
の円滑な調査実施への協力



研究機関・ シンクタンク関係団体

調査の意義や重要性について、
有識者やオピニオンリーダー
からの有効な発信

上記以外の団体のみなさま

国勢調査は日本で最も重要な統計調査であることや調査実施の周知

5年に一度の
とても大切な調査です！



令和7年国勢調査の概要

調査の期日

調査は、令和7年10月1日現在で実施します。

調査の対象

令和7年10月1日現在、日本に住むすべての人と
世帯(外国人の方も含む)を対象とします。

調査事項

<世帯員について>

「男女の別」、「出生の年月」、「配偶者の有無」、「就業状態」、
「従業地又は通学地」など

<世帯について>

「世帯員の数」、「住居の種類」など

調査の流れ

調査は、調査員が各世帯を訪問し、調査書類を配布した後、
インターネット回答のほか、調査票を郵送又は調査員に
提出する方法により回答を行います。

※この調査ではインターネットでの回答をおすすめしています。



スマホで
かんたん！



調査は、下の図に示す流れで実施します。

総務省
(統計局)

都道府県

市区町村

国勢調査
指導員

国勢調査員

世帯

※国勢調査指導員及び国勢調査員は、総務大臣が任命する非常勤の国家公務員です。
※一部の地域では、調査員事務を受託した事業者が調査を実施します。